

## 公的年金制度（5）

### 厚生年金保険給付の一つである老齢厚生年金について

今回は、厚生年金保険給付の一つである老齢厚生年金を取り上げます。

**Q 1 老齢厚生年金を受給するための要件は何ですか？**

**A** 老齢厚生年金は、厚生年金の被保険者期間が1年以上あって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間（※）を満たした者が、65歳になった時に、老齢基礎年金に上乗せして「老齢厚生年金」が支給されます。

ただし、当分の間は、60歳以上（Q2参照）で、

① 老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間（※）を満たしていること、

② 厚生年金の被保険者期間が1年以上あること

の条件を満たしている人には65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

※：「老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間」とは、  
国民年金の

① 第1号被保険者： 自営業者、学生、無職等  
(保険料納付期間+免除期間等)

② 第2号被保険者： 厚生年金、共済組合員等

③ 第3号被保険者： 第2号被保険者の被扶養配偶者の合計期間が原則として25年あること

**Q 2 自衛官を定年退職し会社に勤務しております。現在59歳です。いつから厚生年金は支給されるのでしょうか？**

**A** 厚生年金の支給開始年齢は、制度発足当初は55歳でしたが、累次の改正により現在は65歳からの支給開始に向け徐々に引き上げられております。

厚生年金の支給開始年齢は、性別及び生年月日により次のように引き上げられます。

男性	昭和22.4.2～昭和24.4.1	▽60歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
女性	昭和27.4.2～昭和29.4.1	▽64歳	定額部分	老齢基礎年金
男性	昭和24.4.2～昭和28.4.1	▽60歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
女性	昭和29.4.2～昭和33.4.1	▽65歳		老齢基礎年金
男性	昭和28.4.2～昭和30.4.1	▽61歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
女性	昭和33.4.2～昭和35.4.1	▽65歳		老齢基礎年金
男性	昭和30.4.2～昭和32.4.1	▽62歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
女性	昭和35.4.2～昭和37.4.1	▽65歳		老齢基礎年金

報酬比例部分： 60歳までの被保険者月数及び標準報酬額に応じて支払われるもので65歳からは老齢厚生年金に移行されます。

定額部分： 厚生年金保険の加入月数によって定まるものです。65歳からは共済年金や国民年金の保険料納付月数等と合算され老齢基礎年金に移行されます。

**Q3** 現在63歳です。自衛官退職後は会社に社員（厚生年金被保険者）として勤務しております。特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）を60歳から受給しておりますが、60歳の支給開始時と年金額が殆ど変わりません。60歳以降の厚生年金期間は支給額に反映されないのでしょうか？

**A** 60歳以降も厚生年金保険に加入している場合は、年金額は60歳までの被保険者月数及び標準報酬額を基礎に支給されます。

したがって、年金額は60歳の時と殆ど同じです。

60歳から65歳前までの間に退職した場合は、退職後再び厚生年金保険の資格を取得することなく1か月を経過した時に60歳から退職までの被保険者月数及び標準報酬額に応じて再計算され年金額が改定されます。

また、65歳まで退職しなかった場合は、65歳までの5年間の標準報酬額が反映された老齢厚生年金が支給されます。